

奈良市公報

第65号

令和4年2月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規則

月	日	番号	件名	主管
1	14	1	奈良市公報号外第16号に掲載	保育所・幼稚園課
1	14	2	奈良市公報号外第16号に掲載	長寿福祉課

告示

月	日	番号	件名	主管
1	4	1	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
1	4	2	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
1	4	3	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
1	4	4	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
1	4	5	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
1	4	6	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
1	4	7	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定	介護福祉課
1	5	8	放置自転車等の保管	環境政策課
1	7	9	放置自転車等の保管	環境政策課
1	7	10	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1	7	11	都市公園の供用開始	公園緑地課
1	11	12	放置自転車等の保管	環境政策課
1	11	13	国土調査の実施	土木管理課
1	12	14	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
1	12	15	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
1	12	16	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止	障がい福祉課
1	12	17	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
1	13	18	放置自転車等の保管	環境政策課
1	13	19	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課

1	13	20	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
1	13	21	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
1	13	22	住居番号の設定	市民課
1	14	23	差押調書の公示送達	滞納整理課
1	14	24	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
1	4	1	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
1	14	1	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
1	7	1	農業委員会総会の招集	
議 会				
月	日	番号	件 名	主 管
1	4	1	奈良市公報号外第16号に掲載	議会総務課

告

示

奈良市告示第 1 号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和 4 年 1 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込受付期間及び受付場所

令和 4 年 1 月 4 日（火）から令和 4 年 3 月 31 日（木）までの間。ただし、土日祝を除く。

住宅課の窓口のみで受付する。

(2) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、住宅課窓口へ提出する。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。2 通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

(3) 申込資格

市営住宅 一般向 (ア) から (オ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。（常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身での申込みはできない。）

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級まで）

c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで）

d 知的障がいのある者（障がいの程度が c に相当）

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者

(イ) 奈良市営住宅条例（昭和 61 年奈良市条例第 14 号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ロ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(ハ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(ニ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記 (イ) の不正の行為に該当する。）

3 入居者の決定

(1) 先着順により入居予定者を決定する。

(2) 入居予定者に決定された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要とする。

イ 所得に関する証明書（提出日の 3 箇月以内に発行されたもの）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和 3 年 1 月 1 日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。

基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記 a のほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和 2 年 1 月 1 日以降に退職した者については上記 a、転職した者については上記 a 及び b のほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記 a のほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することと同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること。）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

※ 障害者が単身で入居する場合、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の証明が必要な場合がある。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から 3 箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(3) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合、失格とする。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(4) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和4年1月4日揭示済)

奈良市告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和4年1月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和4年1月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108813	訪問介護	株式会社プラットホーム	奈良県奈良市柏木町91番地の1	訪問介護ステーションせせらぎ	奈良県奈良市五条西一丁目17-8 西山ハイツ102号室

(令和4年1月4日揭示済)

奈良市告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和4年1月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和4年1月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960190581	訪問看護	株式会社七葉	奈良県奈良市石木町580番地	訪問看護ステーション七葉	奈良県奈良市石木町580番地

2 指定年月日 令和4年1月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960190581	介護予防訪問看護	株式会社七葉	奈良県奈良市石木町580番地	訪問看護ステーション七葉	奈良県奈良市石木町580番地

(令和4年1月4日揭示済)

奈良市告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和4年1月4日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年1月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108821	訪問介護	合同会社すばる	奈良県奈良市古市町2139-14	介護支援センター春日	奈良県奈良市古市町2139-14

(令和4年1月4日揭示済)

奈良市告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和4年1月4日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年1月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108821	居宅介護支援	合同会社すばる	奈良県奈良市古市町2139-14	介護支援センター春日	奈良県奈良市古市町2139-14

(令和4年1月4日揭示済)

奈良市告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和4年1月4日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年1月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108854	訪問介護	株式会社アクア	奈良県奈良市左京一丁目14番地の3フレグランス左京B102	訪問介護事業所アクア	奈良県奈良市左京一丁目14番地の3フレグランス左京B102

2970108839	通所介護	株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町五丁目 3 番地の 14 不動産ビル 4 階 406 号	共創ライフあをに工房	奈良県奈良市学園朝日町 4 番地の 4
2970108847	通所介護	株式会社コンフォータブルスペース	奈良県奈良市法蓮町 1159 番地の 2	アロハデイサービス Hauoli	奈良県奈良市紀寺町 414 番地の 2 1F

(令和 4 年 1 月 4 日掲示済)

奈良市告示第 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項及び第 54 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び第 115 条の 20 第 1 号の規定により公示する。

令和 4 年 1 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 4 年 1 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990100717	小規模多機能型居宅介護	かさね株式会社	大阪府堺市南区鴨谷台二丁目 5 番 1 号	小規模多機能型居宅介護 かさね奈良六条	奈良県奈良市六条西一丁目 12 番地の 2
2990100725	認知症対応型通所介護	医療法人田北クリニック	奈良県奈良市佐紀町 2 番地	医療法人田北クリニック 共用型デイサービス あみ	奈良県奈良市二条町二丁目 3 番地の 18

2 指定年月日 令和 4 年 1 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990100725	介護予防認知症対応型通所介護	医療法人田北クリニック	奈良県奈良市佐紀町 2 番地	医療法人田北クリニック 共用型デイサービス あみ	奈良県奈良市二条町二丁目 3 番地の 18

(令和 4 年 1 月 4 日掲示済)

奈良市告示第 8 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 4 年 1 月 5 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄奈良駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年1月5日揭示済）

奈良市告示第9号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年1月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年1月7日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年1月7日揭示済）

奈良市告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年1月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和 3 年 10 月 1 日 奈良市指令整開 第 21A-14 号
令和 3 年 12 月 6 日 奈良市指令整開 第 21A-14-1 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和 4 年 1 月 7 日 第 1793 号
公共施設 令和 4 年 1 月 7 日 第 886 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大安寺三丁目 85 番 2、85 番 5 及び 86 番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺国見町一丁目 4 番 1-1 号
大和ハウス工業株式会社 奈良支社 支社長 大矢 卓司
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市大安寺三丁目 85 番 2、85 番 5 及び 86 番の各一部
(2) 下水道
奈良市大安寺三丁目 85 番 2 及び 86 番の各一部

(令和 4 年 1 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 11 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 4 年 1 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

名 称	位 置	区 域	供用開始日
大湊町街区公園	奈良市大湊町 4035 番 22	別紙図面のとおり (別紙図面は省略 し、奈良市都市整 備部公園緑地課に おいて一般の縦覧 に供します。)	令和 4 年 1 月 7 日

(令和 4 年 1 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 12 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和 4 年 1 月 11 日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する

市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 4 年 1 月 11 日揭示済）

奈良市告示第 13 号

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）第 30 条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 1 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

地籍調査に当たり、下記土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかにならなかったため、関係行政機関と協議し筆界案を作成した旨を告示します。

1 土地の所在・地番

奈良市百楽園二丁目 2909 番 52

奈良市百楽園二丁目 2909 番 53

2 筆界案を確認することができる場所

奈良市学園南三丁目 1 番 5 号 西部会館 2F 奈良市土木管理課地籍調査室

3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

奈良市長 仲川元庸

5 期間等

告示の日から 20 日間意見を申し出ることができる。当該期間を経過しても申出がないときは、準則第 30 条第 4 項の規定に基づき調査を行う。

（令和 4 年 1 月 11 日揭示済）

奈良市告示第 14 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号に基づき告示する。

令和 4 年 1 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 4 年 1 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効 期限
	名称	郵便 番号	住所	名称	郵便 番号	住所		
2910102637	合同会社 カレッジ ハブ	630- 8127	奈良県奈良市 三条添川町 2 番 8 号 3F	元氣の里 青空	630- 8127	奈良市三条添 川町 2 番 8 号 KBK ビル 3F	就労継続 支援 B 型	令和 9 年 12 月 31 日

2910103536	株式会社 アクア	631-0801	奈良県奈良市 左京一丁目 14番地の3 フレグランス 左京B102	訪問介護 事業所ア クア	631-0801	奈良市左京一 丁目14番地の 3フレグランス 左京B102	同行援護	令和 9年 12月 31日
2910103551	株式会社 プラット ホーム	630-8031	奈良県奈良市 柏木町91番 地の1	訪問介護 ステーシ ョンせせ らぎ	630-8034	奈良市五条西 一丁目17-8 西山ハイツ102 号室	居宅介護 重度訪問 介護	令和 9年 12月 31日
2910103569	LiLuLeA 株式会社	634-0008	奈良県橿原市 十市町837-3	まはろ	630-8454	奈良市杏町 570-1-105号	居宅介護 重度訪問 介護	令和 9年 12月 31日
2910103577	合同会社 BARNEY, S	630-8115	奈良県奈良市 大宮町六丁目 3-29 日宝阪 奈ビル2-D1	コジカ	630-8114	奈良市芝辻町 四丁目2-4 田 村ビル105	就労継続 支援B型	令和 9年 12月 31日
2910103585	株式会社 スーパ ー・コー ト	550-0005	大阪府大阪市 西区西本町一 丁目7番7号	スーパ ー・コー トあやめ 池訪問介 護事業所	631-0033	奈良市あやめ 池南一丁目3- 20	居宅介護 重度訪問 介護	令和 9年 12月 31日
2910103593	株式会社 スーパ ー・コー ト	550-0005	大阪府大阪市 西区西本町一 丁目7番7号	スーパ ー・コー ト JR 奈良 駅前訪問 介護事業 所	630-8115	奈良市大宮町 一丁目3番32 号	居宅介護 重度訪問 介護	令和 9年 12月 31日
2910103601	有限会社 ブリーア ン	631-0054	奈良県奈良市 石木町41番 1号	多機能事 業所さら り	631-0054	奈良市石木町 41番1号	居宅介護 重度訪問 介護 生活介護 就労継続 支援B型	令和 9年 12月 31日

(令和4年1月12日掲示済)

奈良市告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者より、同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号に基づき告示する。

令和4年1月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和3年12月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便 番号	住所	名称	郵便 番号	住所	
2910102637	合同会社	630-	奈良県奈良市三	元氣の里	630-	奈良県奈良市三条	就労移行支

	カレッジ ハブ	8127	条添川町2番8 号3F	青空	8127	添川町2番8号3F	援
--	------------	------	----------------	----	------	-----------	---

(令和4年1月12日揭示済)

奈良市告示第16号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者より、同法第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定に基づき告示する。

令和4年1月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和3年12月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便 番号	住所	名称	郵便 番号	住所	
2950161402	特定非営利 活動法人と もに	630- 8101	奈良県奈良市青 山八丁目104番 地	すくすく	630- 8101	奈良市青山八丁目 104番地	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス

(令和4年1月12日揭示済)

奈良市告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号に基づき告示する。

令和4年1月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和4年1月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効 期限
	名称	郵便 番号	住所	名称	郵便 番号	住所		
2910100581	有限会社テ ンダー・ハ ート	630- 8115	奈良県奈良市 大宮町二丁目 5-9-102	有限会社テ ンダー・ハ ート	630- 8115	奈良市大宮町 二丁目5-9- 102	行動援護	令和 9年 12月 31日

(令和4年1月12日揭示済)

奈良市告示第18号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年1月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年1月13日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年1月13日揭示済）

奈良市告示第19号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年1月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期 別	発送年月日	納期限
令和3年度国民健康保険料督促状	第6期分	令和3年7月20日	令和3年8月3日
令和3年度国民健康保険料督促状	第7期分	令和3年8月20日	令和3年9月3日
令和3年度国民健康保険料督促状	第8期分	令和3年9月17日	令和3年10月1日
令和3年度国民健康保険料督促状	第9期分	令和3年10月20日	令和3年11月4日
令和3年度国民健康保険料督促状	第10期分	令和3年11月19日	令和3年12月3日
令和3年度国民健康保険料督促状	第11期分	令和3年12月20日	令和4年1月4日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和4年1月31日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

（令和4年1月13日揭示済）

奈良市告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
---------	----------	-------

アップルデンタルクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目9番1号パラディ南館5F	令和3年11月30日
ファーマシー木のうた薬局 JR奈良駅前店	奈良県奈良市油阪地方町8番地の1	令和3年11月17日

(令和4年1月13日揭示済)

奈良市告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
アップルデンタルクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目9番1号パラディ南館5F	令和3年12月1日
ファーマシー木のうた薬局 JR奈良駅前店	奈良県奈良市油阪地方町8番地の1	令和3年11月18日
薬局マツモトキョシ パラディ学園前店	奈良県奈良市学園北一丁目10番1号パラディ学園前I 1階	令和4年1月1日

(令和4年1月13日揭示済)

奈良市告示第22号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年1月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示		
六条西二丁目11番41号	東登美ヶ丘二丁目16番3号	西登美ヶ丘四丁目11番12号
学園南一丁目5番8-7号	二条町二丁目5番8-2号	学園南二丁目9番7号
東登美ヶ丘一丁目6番10号	三碓六丁目11番66号	
藤ノ木台四丁目12番2-1号	帝塚山一丁目22番12号	
大安寺七丁目29番10号	三条宮前町4番37-2号	
登美ヶ丘三丁目8番8号	学園南一丁目4番4号	
三条添川町9番17号	西大寺南町17番20-室番号	
七条西町一丁目25番18号	四条大路二丁目2番18号	
秋篠早月町5番22号	六条西三丁目2番50-2号	
大安寺二丁目11番9-6号	六条西三丁目2番51-2号	
大安寺二丁目11番15-3号	六条西三丁目2番12号	
西大寺本町4番29号	青野町一丁目6番25号	
七条一丁目8番7-4号	百楽園三丁目3番7号	
七条一丁目8番7-3号	疋田町一丁目7番4号	
七条一丁目8番14-2号	学園緑ヶ丘三丁目16番22号	
七条一丁目8番14-1号	帝塚山五丁目8番25号	
北登美ヶ丘二丁目7番23号	帝塚山南一丁目5番9号	
三条大宮町4番6-1号	西大寺竜王町一丁目2番47号	
西千代ヶ丘二丁目9番1号	帝塚山二丁目7番13号	

(令和4年1月13日揭示済)

奈良市告示第23号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年1月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（令和4年1月14日掲示済）

奈良市告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する 事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護ステーションせせらぎ	奈良県奈良市五条西一丁目 17 番地の 8 西山ハイツ 102 号室	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和 4 年 1 月 1 日
株式会社プラットホーム	奈良県奈良市柏木町 91 番地の 1		
介護支援センター 春日	奈良県奈良市古市町 2139 番地の 14	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） 居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和 4 年 1 月 1 日
合同会社すばる	奈良県奈良市古市町 2139 番地の 14		
訪問看護ステーション七葉	奈良県奈良市石木町 580 番地	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和 4 年 1 月 1 日
株式会社七葉	奈良県奈良市石木町 580 番地		
訪問介護事業所 アクア	奈良県奈良市左京一丁目 14 番地の 3 フレグランランス左京 B102	居宅 訪問介護	令和 4 年 1 月 1 日
株式会社アクア	奈良県奈良市左京一丁目 14 番地の 3 フレグランランス左京 B102		
共創ライフ あをに工房	奈良県奈良市学園朝日町 4 番地の 4	居宅 通所介護 通所型サービス（独自）	令和 4 年 1 月 1 日
株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町五丁目 3 番地の 14 不動ビル 4 階 406 号		
アロハデイサービス Hauoli	奈良県奈良市紀寺町 414 番地の 2 1F	居宅 通所介護 通所型サービス（独自）	令和 4 年 1 月 1 日
株式会社コンフォータブルスペース	奈良県奈良市法蓮町 1159 番地の 2		
小規模多機能型居宅介護 かさね奈良六条	奈良県奈良市六条西一丁目 12 番地の 2	小規模多機能型居宅介護	令和 4 年

かさね株式会社	大阪府堺市南区鴨谷台二丁 5 番 1 号		1 月 1 日
医療法人田北クリニック 共用 型デイサービスあみ	奈良県奈良市二条町二丁目 3 番 地の 18	認知症対応型通所介護 介護予防 認知症対応型通 所介護	令和 4 年 1 月 1 日
医療法人田北クリニック	奈良県奈良市佐紀町 2 番地		

(令和 4 年 1 月 14 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 1 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次の
とおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 4 年 1 月 4 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供
する。

令和 4 年 1 月 4 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 4 年 1 月 18 日

下水を排除及び 下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
中山町 1437-1 の一部 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
青野町 55 他	②	分流	
法蓮町 395-1	③	分流	
尼辻西町 198-3 他	④	分流	
中山町 1247-1 他	⑤	分流	
三条桧町 167-1	⑥	分流	
法蓮町 775	⑦	合流	
宝来三丁目 762 の一部	⑧	分流	
東九条町 625-8	⑨	分流	
佐紀町 2442-1	⑩	分流	
中山町 1440-4	⑪	分流	
中山町 1440-5	⑫	分流	
疋田町一丁目 3-10	⑬	分流	
西大寺新田町 2560-1 他	⑭	分流	

位置図省略

(令和 4 年 1 月 4 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 1 号

令和 4 年 1 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委
員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 1 月 14 日

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 4 年 1 月 18 日（火） 午前 10 時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第50号 学校教育法施行細則の一部改正について

議案第51号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第52号 南部公民館明治分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について

議案第53号 奈良市公民館条例の一部改正について

議案第54号 奈良市指定文化財の指定について

協議事項

(1) 奈良市の不登校支援の今後の在り方について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和4年1月14日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会令和4年1月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和4年1月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和4年1月14日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1

企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

(4) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(12月専決処理分)

(6) 水田利用転換届出について(12月専決処理分)

(7) 水田・畑地造成形質変更届出について(12月専決処理分)

(8) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(9) 知事許可について(12月許可分)

(令和4年1月7日揭示済)